

三田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 省略                      (特例対象被保険者等に係る申告)                      第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第22条 省略                      (特例対象被保険者等に係る申告)                      第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)<u>又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)</u>を提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>